



75歳以上の高齢運転者による事故情勢が厳しくなっていることから、平成27年6月17日公布の「道路交通法の一部を改正する法律」により、認知機能（運転に必要な記憶力や判断力）の低下のおそれがある高齢運転者に、タイムリーに医師の診断や安全運転支援（安全運転指導）を行うための施策が平成29年3月12日からスタートします。

道路交通法改正点

- 1 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設**（道路交通法第101条の7第1項、同法第4項）
改正前は3年に一度の免許更新の時のみ受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに受検することになります。
- 2 臨時適性検査制度の見直し**（道路交通法第102条第1項から同法第3項）
改正前と異なり、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることになります。
- 3 高齢者講習の合理化・高度化**
認知機能検査の結果によって、受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の高齢運転者や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された高齢運転者に対しては、2時間に短縮されます。その他の高齢運転者に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

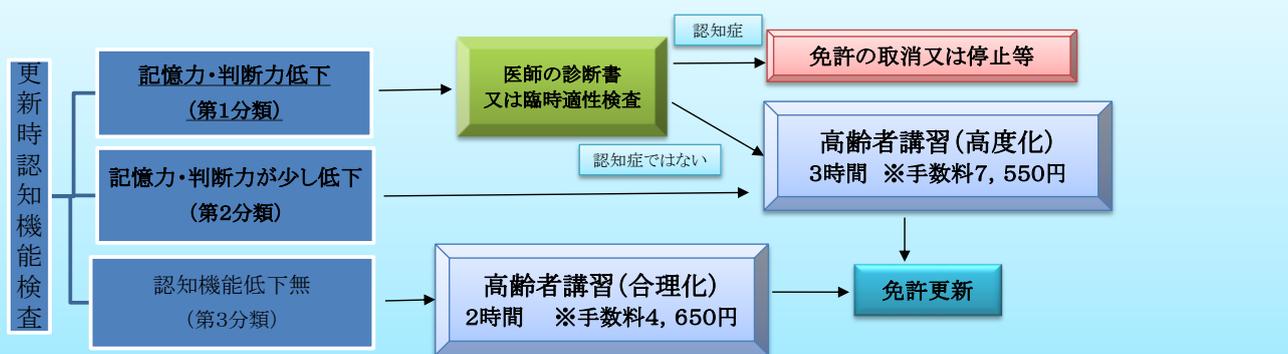
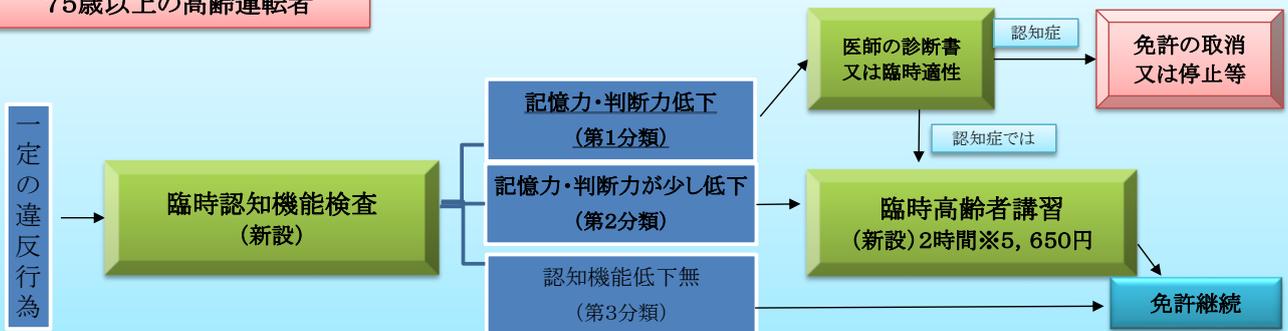
高齢運転者対策の概要

75歳未満の高齢運転者

更新時高齢者講習 … 【現行】3時間 ⇒ 【改正後】2時間に短縮

高齢者講習(合理化)
2時間 ※手数料4,650円

75歳以上の高齢運転者



高齢者対策Q&A



講習予備検査(認知機能検査)って何ですか？

A. 高齢運転者の方に、自分の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することが出来るよう支援する目的で行う検査です。

※認知症の診断を行うものではありません。



臨時認知機能検査の対象となる違反とはどのような違反ですか？

A. 認知機能が低下すると行われやすいとされる「信号無視」や「通行禁止違反」など、18項目の違反が対象となります。(下記のとおり)

※臨時認知機能検査の結果により認知症のおそれがある場合、医師の診断書が必要になることがあります。

臨時認知機能検査の対象となる18項目の違反(一定の違反) 【道路交通法施行令第37条の6の3】

- | | |
|---------------|------------------------|
| ①信号無視 | ⑩優先道路通行者妨害等 |
| ②通行禁止違反 | ⑪交差点優先者妨害 |
| ③通行区分違反 | ⑫環状交差点通行者妨害等 |
| ④横断等禁止違反 | ⑬横断歩道等における横断歩行者等妨害 |
| ⑤進路変更禁止違反 | ⑭横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害 |
| ⑥しゃ断踏切立入り等 | ⑮徐行場所違反 |
| ⑦交差点右左折等方法違反 | ⑯指定場所一時不停止等 |
| ⑧指定通行区分違反 | ⑰合図不履行 |
| ⑨環状交差点左折等方法違反 | ⑱安全運転義務違反 |



臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないとどうなりますか？

A. やむを得ない理由がなく、当該通知を受けた日の翌日から起算して1ヶ月以内に受検又は受講しないと、免許の取り消し又は停止の処分を受けることになります。